

世田谷区中小企業融資あっせん制度一覧

令和3年10月1日現在

融資名	限度額	信用保証	名目利率	利用者負担利率	区負担利率	返済期間	追加要件	使いみち	その他
1 小口零細資金	2,000万円	必要※2	1.9%	0.4%	1.5%	7年以内 (据置6か月以内を含む)	◇従業員数が製造業等(建設業・運送業・不動産業含む)は20人以下、卸売・小売・サービス業(娯楽業・宿泊業を除く)は5人以下であること ◇既に信用保証協会からの保証付融資を受けている方は、その融資残高と今回申し込む融資額の合計が2,000万円以下であること	運転設備	【従業員数について】1頁(※1)参照 【必要書類】7~9頁参照(創業支援資金は12頁参照) 【返済方法】 ◇据置期間経過後から毎月元金均等返済または一括返済 ◇経営力強化資金は融資期間が1年以内の場合のみ一括返済可 ◇創業支援資金(商店街空き店舗特例含む)は据置期間経過後毎月元金均等返済
2 事業資金	2,000万円	必要な場合有	2.2%	2.2%	なし	7年以内 (据置6か月以内を含む)	◇特になし		
3 景気対策緊急資金	2,000万円 共通枠	必要な場合有	2.2%	0.5%	1.7%	7年以内 (据置12か月以内を含む)	◇同一事業を引き続き3年以上営んでいること ◇最近3か月間または1年間の売上高または売上総利益が前年または2年前ないし3年前の同期に比べて3%以上減少していること ◇経営活力改善資金の融資残高との合計が2,000万円以内であること		
4 経営活力改善資金		必要	2.1%	0.3%	1.8%	7年以内 (据置12か月以内を含む)	◇セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けていること(17~18頁参照) ◇景気対策緊急資金との融資残高の合計が2,000万円以内であること		
5 施設設備近代化資金	2,000万円~8,000万円	必要な場合有	2.2%	2.2%	なし	10年以内 (据置6か月以内を含む)	◇中小企業の経営の近代化または合理化のための設備資金であること	設備	【従業員数について】1頁(※1)参照 【必要書類】7~9頁参照(創業支援資金は12頁参照) 【返済方法】 ◇据置期間経過後から毎月元金均等返済または一括返済 ◇経営力強化資金は融資期間が1年以内の場合のみ一括返済可 ◇創業支援資金(商店街空き店舗特例含む)は据置期間経過後毎月元金均等返済 【信用保証料】 信用保証料は自己負担※2 小口零細資金のみ東京都保証料補助(1/2)制度が適用される場合あり 【連帯保証人】 (法人)原則代表者個人(個人)原則不要 信用保証協会・金融機関等の審査により追加で必要な場合あり 【担保】 必要な場合あり 【適用金利】 ◇固定金利 ◇利率は融資実行時点の利率を適用 【貸付形式】 証書貸付
6 事業転換多角化資金	5,000万円	必要な場合有	2.2%	0.7%	1.5%	運転資金を含む場合9年以内 設備資金のみの場合10年以内 (いずれも据置6か月以内を含む)	◇現在の事業の一部を縮小または全部を廃止し、新たな事業を実施すること、または現在の事業を継続しながら、新たな事業を実施すること ◇面談予約が必要です	運転設備	
7 経営改善借換資金	4,000万円 ※うち追加は2,000万円以内	必要な場合有	2.2%	2.2%	なし	7年以内 (据置なし)	◇区の制度融資を利用し、元金の返済が12か月以上継続していること ◇本制度の利用により月々の返済が軽減されること ◇一本化できるのは区の制度を利用し、同一金融機関から融資を受けたものであること	借換 (追加で運転・設備可)	
8 経営力強化資金	2,000万円	必要	2.2%	0.5%	1.7%	運転資金のみの場合5年以内 設備資金・借換資金を含む場合7年以内 (いずれも据置12か月以内を含む)	◇金融機関及び認定経営革新等支援機関(中小企業庁のホームページ参照)の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と進捗状況の報告を行う中小企業者であること ◇借換の場合、東京信用保証協会の保証付の世田谷区制度融資を利用し、当該融資の借換を必要としていること ◇面談予約が必要です	運転設備 借換	
9 省エネルギー対策資金	2,000万円	必要な場合有	2.2%	0.3%	1.9%	7年以内 (据置6か月以内を含む)	◇世田谷区環境政策部環境計画課の指定する省エネルギー機器等(※1)を購入し、また設置する事業者であること	設備	
10 創業支援資金	2,000万円 併用不可	必要	2.1%	0.3%	1.8%	7年以内 (据置12か月以内を含む)	◇11~13頁参照	運転設備	
11 創業支援資金(商店街空き店舗特例)		必要	2.1%	0.1%	2.0%	7年以内 (据置12か月以内を含む)	◇創業支援資金の要件に加えて、世田谷区内の商店街で、新築後3か月または空き店舗となり3か月を経過した店舗を活用して創業する者であること ◇小売業・飲食業・サービス業等の「店舗」を要する事業を営むこと ◇用途が店舗の土地取得・建物の買取費用ではないこと		
12 商工業団体経営高度化資金	1億円	必要な場合有	2.2%	1.0%	1.2%	運転資金を含む場合9年以内 設備資金のみの場合10年以内 (いずれも据置6か月以内を含む)	◇商店街振興組合・協同組合等の運営や事業のための資金であること	運転設備	
13 災害応急資金	500万円	必要な場合有	2.2%	1回目0.3% 2回目なし	1回目1.9% 2回目2.2%	6年以内 (据置12か月以内を含む)	◇自然災害により損失を受けた事業者であること ◇原則、災害により被害を受けた日から2か月以内に申請すること ◇9頁参照		
14 緊急特別融資	300万円	必要な場合有	2.2%	0.3%	1.9%	1年6か月以内 (据置6か月以内を含む)	◇年末・年度末に必要な運転資金であること ◇受付期間 第1期11月1日~11月末日 第2期2月1日~2月末日 ◇いずれかの期間中に1回限りの申し込みであること	運転	

(※1) ◇太陽光発電設備(一財)電気安全環境研究所による太陽電池モジュール認証(JETPvM認証)(http://www.jet.or.jp/)
◇太陽熱利用システム(一財)ベターリビングによるBL-bs太陽熱利用システム認証(http://www.cbl.or.jp/)
◇蓄電池(一財)電気安全環境研究所によるS-JET認証(http://www.jet.or.jp)
◇エコカー(EV車・ハイブリッド車・LPG車・CNG車・FCV車)九都県市あおぞらネットワーク(http://www.9taiki.jp/)の指定低公害車(名称・型式が一致し、指定解除日以前のものでEV車と合わせて購入・設置する充電設備を含む)

●世田谷区の融資あっせん制度では、次の制度も設けています。

融資名	対象
①大型店対策資金	大型店の新設により影響を受ける中小企業者
②ショッピングプロムナード共同施設資金	区が指定したショッピングプロムナードモデル商店街
③ショッピングプロムナード経営改善資金	モデル商店街の組合員
④小規模企業者景気対策緊急資金(倒産防止特別融資)	不況により事業継続に多大な影響を受けている小規模事業者(審議会で審議のうえ、あっせんの可否を決定します)

●政府系金融機関の融資制度をご利用の方は、次の利子補助制度を設けています。

融資名	対象
小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)	日本政策金融公庫から当融資を受けた区内小規模事業者
新事業育成貸付	日本政策金融公庫または商工組合中央金庫から新事業育成資金の融資を受けた区内中小企業者
準工業地域保全資金	日本政策金融公庫から融資を受けて準工業地域内に事業用施設のための土地を購入した区内中小企業者
公衆浴場改善資金	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫または東浴信用組合から融資を受け、東京都の公衆浴場施設整備資金利子補助制度を受けている区内公衆浴場経営者

融資あっせん制度

融資あっせん制度